

(別紙)

8つくば産第107号  
令和8年(2026年)5月13日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

つくば市長 五十嵐 立青  
(公印省略)

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和8年5月12日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 カスミ新牛久ししこ店  
所在地 つくば市高見原1丁目3番地10 外
- 届出者  
DCM株式会社  
代表取締役 神谷 浩邦  
東京都品川区南大井六丁目22番7号



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
なし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。